

「公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する有識者会議」ヒアリングにおける意見

公益社団法人日本芸能実演家団体協議会

事務局長 井上 滋

論点②「役員のあり方」に関して**「独立理事」及び「独立監事」の選任の義務づけについて**

会社法における社外取締役、社外監査役制度に倣い、公益法人のガバナンス強化策の選択肢の一つとして、「独立理事」及び「独立監事」制度を新たに創設することは一般論としては首肯できるが、そもそも会社法（商法）に社外役員制度を設けるに至った背景には、それまでのわが国の株式会社の役員の大部分が職員出身であったことを受けて、業務執行体制に組み込まれていない社外者も役員にすることにより、客観的・第三者的立場から業務執行を監督・監査することができるようにするという趣旨で導入されたと理解している。

翻って公益法人においては、非常勤の役員の割合が圧倒的に高く、職員出身のような常勤の役員が数人程度しかいない、場合によっては 0 人という法人も少なくない。

「独立理事」及び「独立監事」の選任の義務づけは、既に常勤役員が多数選任されている法人については有用と考えるが、常勤役員が少ない法人においては、非常勤役員が既に外部性・独立性ある役員として監督・監査機能を有しているといえ、選任の義務づけは不要であると考えられる。

常勤役員が少ない公益法人におけるガバナンス強化策について

上述したように、公益法人は株式会社と違い、常勤役員の数が非常勤役員の数に比べ圧倒的に少なく、そもそも業務執行理事も非常勤しかいない法人も多いという特有の事情がある。公益法人のガバナンスルールについては、基本的に会社法を参考に定められているものと考えられるが、公益法人改革から 10 余年が経過し、株式会社の場合とは異なる、公益法人の特性や実態に即した独自のガバナンス強化策、具体的には以下のような制度設計がまず検討されるべきである。

（1）業務執行理事が全員非常勤の場合

本来、理事会の「理事の職務の執行の監督機能」、また監事の「理事の職務の執行の監査機能」は、業務執行権限を有する理事（業務執行理事）を対象とするものであるが、その前提として、業務執行理事には日常の業務について関与し、把握していることが当然に期待されているものと考えられる。

しかしながら、業務執行理事が全員非常勤の場合、事務所に常勤して日常の業務に関与している者として職員が実質的な責任を負うことになるところ、職員は社員総会における選任手続を経ているわけではなく、ガバナンス体制として欠陥がある。

令和2年3月16日

業務執行理事が全員非常勤の公益法人の場合は、法定のガバナンス制度を機能させ、また業務執行に対する責任の所在を明確にするため、常勤として日常業務を把握し、且つ、理事会及び監事に対して業務執行の責任を負う「常勤の業務執行理事」を、少なくとも1人以上選任するよう義務づけるべきである。

(2) 業務執行理事が常勤でいる場合

業務執行理事が常勤でいる場合は、日常の業務に強く関与している理事に対する監査機能を強化するために、常勤監事の選任を義務づけることは首肯できる。

論点③「外部監査体制の徹底」に関して

(ア) 現行の会計監査人設置基準について、地域における専門人材の実情も踏まえ、どう考えるか。その改正が必要な場合、どのような基準とすべきか。

会計監査人による外部監査を実施することは、情報の適正開示とともに会計の不正防止の抑制に効果はあるが、法人にとってその費用等は大きな負担となる。現行の基準は何らかの意味を持って設定された基準と思うが、現在、外部監査を実施していない公益法人にどのような問題が発生しているか、実態を明らかにする必要がある。基準を変更し新たに外部監査が義務づけられるとその法人に大きな費用負担が発生する。外部監査は法人にとって有意義な効果が得られるが、外部監査以外の方法も検討する必要がある。例えば、行政庁による提出書類のチェック、立入検査等で不正会計の抑止をより一層進める施策等も検討すべきである。

また、監査基準の変更に伴い外部監査を行う公益法人が現状と比べて増える場合には、公益法人の外部監査に対応可能な監査法人、公認会計士の実情の調査も必要である。

(イ) 一定規模以上の補助金等を受給している場合には、上記の基準に達していなくても外部監査を求めることとするなど、新たな基準が必要か。必要な場合、どのような基準が考えられるか。

補助金等に関しては、その内容・金額等には様々なものがあり、まずは国や地方自治体が対象となる事業、実施する法人に対しての必要要件を定義すべきである。公益法人として個別の外部監査等の基準が必要とは考えない。

(ウ) 社会福祉法人や医療法人など他の非営利法人の外部監査の基準とのバランスを考慮すべきではないか。

他の非営利法人の現状をよく理解していない部分もあるが、立法趣旨、運営方法等の違う法人を横並びにしてバランスをとる必要はないと考える。

以上



芸団協

公益社団法人日本芸能実演家団体協議会

2018年度年次報告

Annual Report 2018

Japan Council of Performers Rights & Performing Arts Organizations



芸能が 豊かな社会をつくる

Performing Arts to Enrich the Society

公益社団法人日本芸能実演家団体協議会(芸団協)とは

芸団協は、俳優・歌手・演奏家・舞踊家・演芸家・演出家・舞台監督などのあらゆる実演芸術分野の実演家団体・スタッフ・制作者等の団体を正会員とする社団法人で、1965年に設立され、2012年に公益認定を受けました。

実演に係る著作隣接権者の権利の擁護と、公正円滑な利用の実現のための実演家著作隣接権センター事業を中心に、多様な実演芸術の創造と享受機会の充実を図るための実演芸術振興事業を一体化して行うことにより、心豊かな社会をつくり、もって我が国の文化芸術の発展に寄与することを目的としています。

About Geidankyo

Geidankyo, the Japan Council of Performers Rights & Performing Arts Organizations, founded in 1965 with member organizations representing actors, singers, musicians, dancers, entertainers, producers, stage directors, staff and creators involved in the performing arts, was officially certified as a public interest incorporated association in 2012.

Geidankyo's main activity is aim at the protection of performers' neighboring rights through its Center for Performers' Rights Administration (CPRA) to ensure fair exploitation of performances, and the promotion on opportunities for creation and enjoyment in the performing arts, with the goals of contributing to the development of culture and the arts in Japan.

目次 Contents

01	ご挨拶 Chairman's Message	10	調査研究・政策提言 Research and Advocacy
02	実演家著作隣接権センター事業 Center for Performers' Rights Administration (CPRA)	11	組織・運営 Organization and Management
07	実演芸術振興事業 Promotion of Performing Arts and Culture		



GEIDANKYO
[芸団協のシンボルマークについて]
1995年に芸団協30周年記念事業のひとつとして、彫刻家・佐藤忠良氏に依頼し制作されたものです。

ご挨拶 Chairman's Message

公益社団法人日本芸能実演家団体協議会会長・能楽師(人間国宝)

野村 萬 Nomura Man

Chairman, Japan Council of Performers Rights & Performing Arts Organizations
Noh Actor (Living National Treasure)

文化芸術が確かに位置づく国を目指して

For a Country Where Culture and the Arts Are Indeed Respected

我が国では永く、世界に類を見ないほどの多様、多彩な芸能が、人々に愛され、親しまれ、支えられ、社会にとって不可欠なものとして息づいて参りました。芸団協はその芸能の役割、価値がより豊かに、社会に位置づくことを目指して、様々な活動を行っております。2018年度、第196回通常国会において、文部科学省設置法の一部改正など文化芸術に関わる5つの法律が成立。衆参両委員会における審議の過程で、「文化庁の京都への本格移転は、文化行政の機能強化の途上であること」、「文化振興施策をさらに発展・充実させていくため、『文化省』の創設を見据え、引き続き文化行政に関する取組の在り方を検討すること」を柱とする、極めて重要な附帯決議がなされました。新・文化芸術基本法成立(2017年)を受けての、国会における初めての動きでありました。

さらに、文化芸術振興議員連盟(河村建夫会長)により12月、「『文化芸術省』創設の提言」が取りまとめられるに至りました。提言は、「文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人間の変わらない願いである」との新・基本法の理念を、文化行政の原点と位置づけ、文化芸術が本来有する価値を高めることを中心に据え、様々な分野で文化芸術行政が行われる必要性を強く打ち出す内容となっております。この「提言」をもって、政府への要請が行われたことは、新たな局面に、更なる一步を踏み出したと申し上げても過言ではありません。

インターネット・デジタル技術の発展により、実演芸術を楽しむ手段が多様化する中、「私的録音録画補償金制度」、「レコード演奏・伝達権」、「YouTubeとValue Gap」の諸問題を取り上げ、現在の著作権制度に係る問題提起を行った年でもありました。実演家著作隣接権センター(CPRA)が行う日々の「徴収・分配業務」を基盤に据え、著作権をめぐる現代的諸課題に対応することは、権利者の利益のみに留まらず、新・基本法が謳う「文化芸術の『継承・創造・発展』」に資するもの、と確信しております。

芸能の大輪の「花」を咲かせるためには、豊かな土壌と強靱な「根」が不可欠であります。CPRA事業と実演芸術振興事業が車の両輪の如く共に牽引し、公益法人としての中心軸に、「咲き誇る花、深く強き根」こそが芸団協が希求する姿であるとの理念を据え、「文化芸術が確かに位置づく国」の実現を倦むことなく目指していかねばなりません。

事業の実施、継続にご協力を頂きました関係各位に心よりの感謝を申し上げますと共に、このような組織観を以て、会員団体ならびに権利者4団体との緊密な連携のもと、役員、事務局一体となって、今年度も諸事業に取り組んで参る所存でございます。



撮影：海田 悠

Our country's varied and colorful performing arts, without peer throughout the world, have long been a cherished, familiar, sustaining, and indispensable part of Japanese life and Japanese society. Geidankyo, the Japan Council of Performers Rights & Performing Arts Organizations, works in many ways for promoting a richer appreciation of the role and value of the performing arts in society.

In fiscal 2018, the 196th regular session of the Diet passed five laws concerning culture and the arts; one was a revision of the Act for Establishment of the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology. Following the discussions on it in committees in both houses of the Diet, very important related resolutions were passed. The main points were that "Full-scale relocation of the Agency for Cultural Affairs to Kyoto means we are in the process of strengthening the functions of cultural administration" and that "To further develop and improve measures to promote culture, we should continue to consider what the nature of cultural administration should be, aiming towards the establishment of a Ministry of Culture." Those were the motions taken first by the Diet in response to the passage of the new Basic Act on Culture and the Arts in 2017.

The Federation of Diet Members for Promotion of Culture and Arts (Kawamura Takeo, Chairman) finalized its proposal to establish a Ministry of Culture and the Arts in December. The proposal articulates the philosophy behind the new Basic Act on Culture and the Arts, "Creating, enjoying culture and the arts, and discovering the joy of living in a cultural environment is the unchanging desire of human beings," as the starting point for cultural administration and places enhancing the value intrinsic to culture and the arts at the core. It forcefully sets forth the necessity for cultural administration in a host of fields. With submission of this proposal to the Government, it is not going too far to say that progress has been made towards reaching a new phase in the cultural administration.

Advances in the Internet and digital technologies have multiplied the means of enjoying the performing arts. In this context, we have raised various issues concerning the existing copyright systems, e.g. reviewing the current system for private copy compensation; granting to the performers the rights of communication to the public; and the problems related to YouTube and the Value Gap. Based on the ongoing collective management carried out by CPRA, we respond to contemporary copyright-related issues not only from rights holders' view, but also with a vision for contributing to "the 'succession, development, and creation' of culture and the arts," as the new Basic Act on Culture and the Arts calls for.

For the performing arts to bloom, rich soil and strong roots are utterly essential. Our CPRA and performing arts promotion activities are both critical elements as Geidankyo believes "it takes strong, deep roots for flowers to bloom in their full glory." We must continue working toward our goal of "a country where culture and the arts are indeed respected."

I thank all who have aided in implementing and sustaining our activities. Cooperating closely with our member organizations and the four rights-holders' bodies, our Board and Secretariat will continue working as one to carry out our mission in the coming year.

実演家著作隣接権センター (CPRA) 事業

Center for Performers' Rights Administration (CPRA)

権利者による公正円滑な運営体制

CPRAは1993年、実演家に係る著作隣接権の権利処理業務を行う独立した専門機関として、国内の権利者が集って発足しました。CPRAの権利処理業務は専門性が非常に高く、また近年においては業務量も膨大かつ多岐にわたるため、権利者及び利用者の視点に立った効率的な運営が求められています。そのため、2012年の公益社団法人への移行に際してはCPRA業務を芸団協の核心的業務と位置付け、実演家の著作隣接権を管理し、または擁護することを主たる業務とする団体等で構成される「実演家著作隣接権センター委員会(運営委員会)」(定款第40条第2項)、並びに、それらの団体の代表者による「権利者団体会議」(同40条第3項)を設置して権利者による公正円滑な運営体制を整えるとともに、業務や権利の種類に応じた各諮問委員会を設けて協議し、実務の遂行に精力的に取り組んでいます。

Center for Performers' Rights Administration (CPRA)

CPRA was established in 1993 to manage performers' neighboring rights collectively. In 2012, management and protection of performers' neighboring rights became the core of Geidankyo's operations. The CPRA Executive Committee and Rights Holder Members Committee were formed for organizing the operating structure in a fair and facilitated manner and CPRA became proactively involved in implementation of professional practice. As designated by the Commissioner of the Agency for Cultural Affairs, CPRA collects on behalf of performers the fees for secondary use and remuneration for rental of commercial phonograms. Also, CPRA, as a collective management organization registered with the Commissioner of the Agency for Cultural Affairs, is engaged in authorizing the exploitation of performances, such as the secondary use of broadcasting programs, collecting and distributing those payments, and receiving and distributing the performers' share of compensation for private recordings.

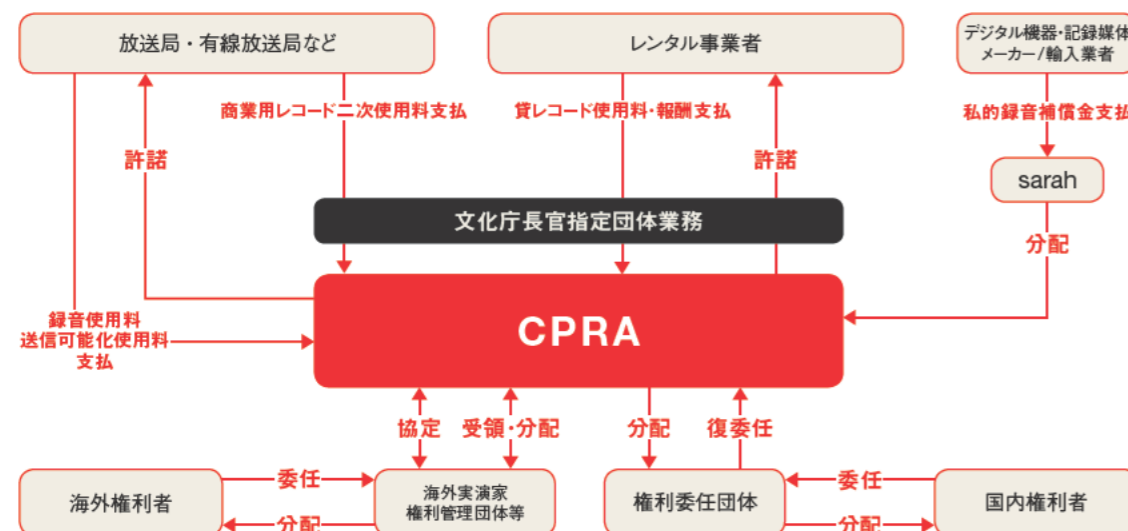
CPRAの権利処理業務

著作権法上、音楽CDなど商業用レコードに収録されている歌唱や演奏、映像作品の演技などについて、実演家は著作隣接権を有します。しかし、実演家や権利者が自らその実演の利用実態を把握し、あるいは利用者が利用したい実演の権利者を探し出すには大変な労力がかかります。CPRAは実演家、権利者に代わって著作隣接権を集中管理することで、権利を保護するとともに、利用の円滑化に貢献しています。

CPRAは、商業用レコードを放送や有線放送で使用する際に放送局等が支払わなくてはならない商業用レコード二次使用料と、

商業用レコードを貸与する際にCDレンタル事業者が実演家に支払わなくてはならない貸レコード報酬を実演家等に代わって受け取る団体として文化庁長官に指定されています。また、放送番組に使用された商業用レコードに録音されている実演の送信可能化等について、著作権等管理事業者として、集中管理を行っています。さらに、一般社団法人私的録音補償金管理協会(sarah)が徴収した私的録音補償金のうち、実演家分を受領し、分配しています。

〈権利処理業務の流れ〉



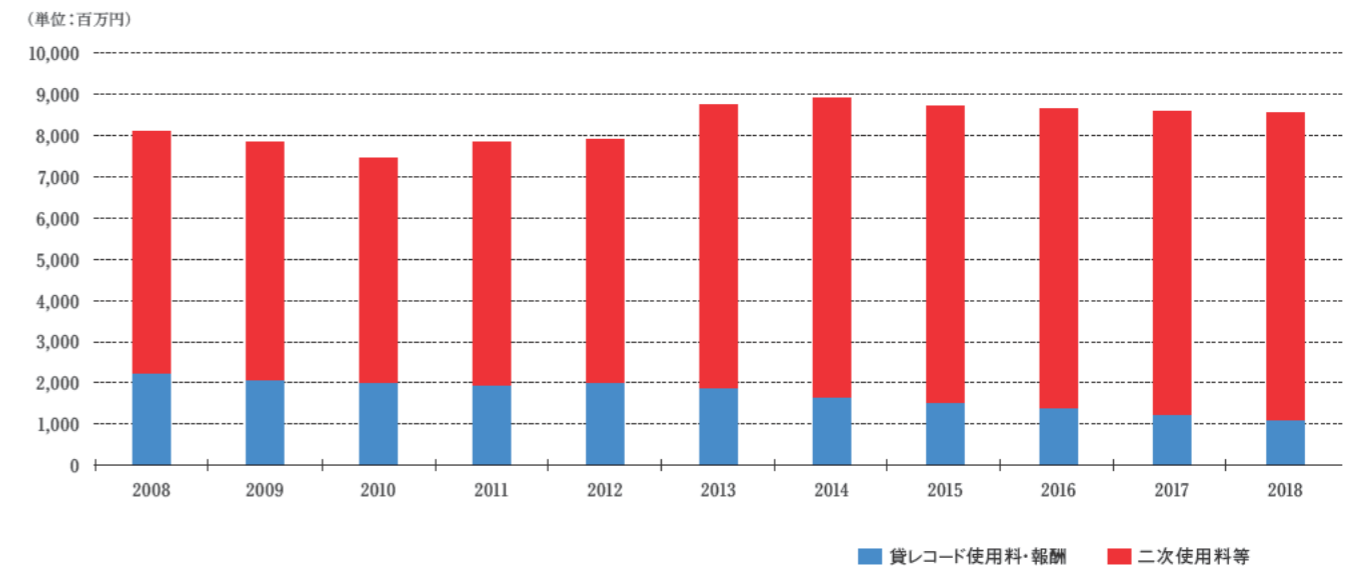
徴収業務

CPRAでは、地上放送、有線音楽放送、有線放送、衛星放送及びコミュニティFM放送などを行う1,000を超える放送局から二次使用料等(商業用レコード二次使用料、録音使用料、送信可能化使用料)、並びに国内約1,900店舗においてCDレンタルを行う事

業者から貸レコード使用料・報酬を徴収しています。また、放送番組のインターネット配信が広がりを見せる中、商業用レコードの利用促進に資するため集中管理体制を拡充するなど、状況の変化に対応し、適切な対価を徴収すべく努めています。

〈徴収額の推移〉

※事業報告に基づき作成したため、その年度に入金された額となります。したがって、その年度分として利用者から徴収された額とは異なります。



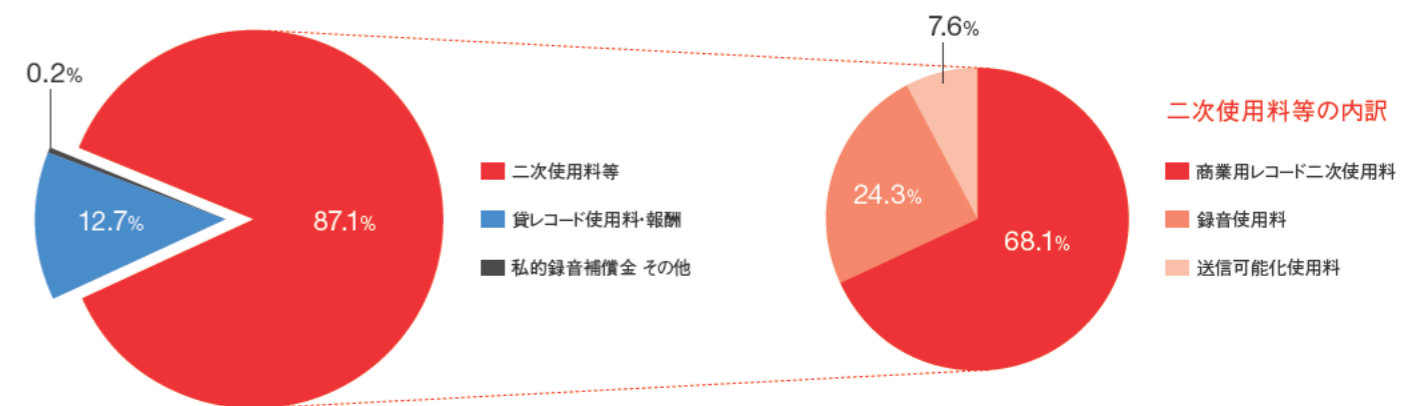
2018年度を振り返って

徴収総額は、概ね横ばいとなりました(前年度比100.0%)。このうち二次使用料等の徴収額は、地上波民放局からの徴収額は減りましたが、2018年度以前に発生した送信可能化使用料を遡って徴収したため、増加しました(前年度比101.8%)。一方で、貸レコード使用料・報酬の徴収額は、音楽ストリーミングサービスの成長に伴い、CDレンタル市場の縮小が進んでいることから、減少しました(前年度比88.4%)。その他、私的録音補償金の受領額は僅かなものとなっております。

なお、送信可能化使用料について、放送と通信が連携するサービスが続々と開始しており、徴収実績は増加傾向にあります。放送番組の配信サービスに対応するべく、管理事業が円滑に行われるよう努めております。

今後も、放送事業者等との協議の中で、商業用レコードの使用についてルールを定めつつ、使用料・報酬額の取り決めを行い、徴収を進める予定です。

〈2018年度徴収額の内訳〉 徴収総額: 8,593百万円

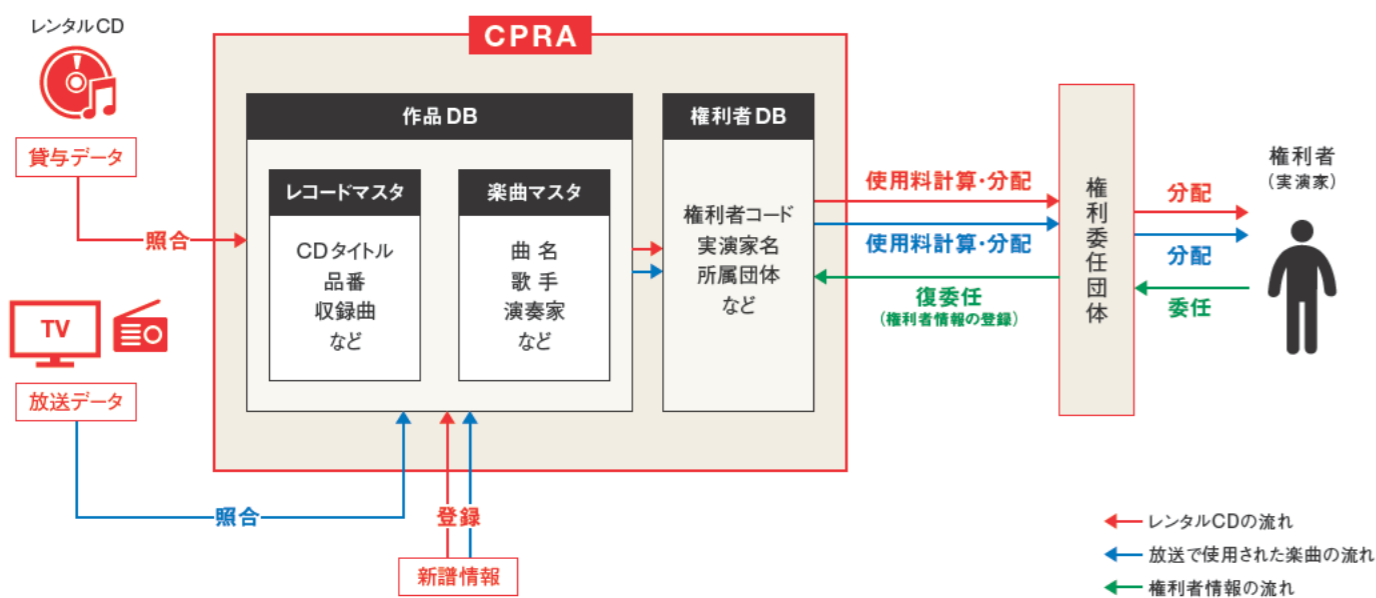


分配業務

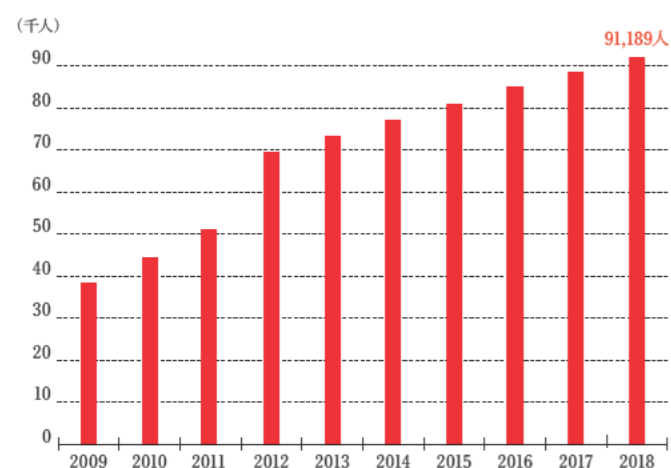
商業用レコード二次使用料や貸レコード使用料・報酬は、利用者から使用楽曲の報告を受け、それに基づき、使用料等を権利者に分配しています。しかし、使用楽曲の報告を受けてから、その権利者を調べたのでは、分配までに時間がかかってしまいます。そのため、CPRAでは音楽作品に関するデータベースと、権利委任団体を

を通じて復委任された権利者に関するデータベースを構築しています。これらのデータベースと、利用者から報告を受けた使用楽曲を照合することで、分配対象となる権利者を特定しています。効率的な分配を推進することにより、管理手数料を段階的に下げ、権利者により多くの使用料等を分配できるよう努めています。

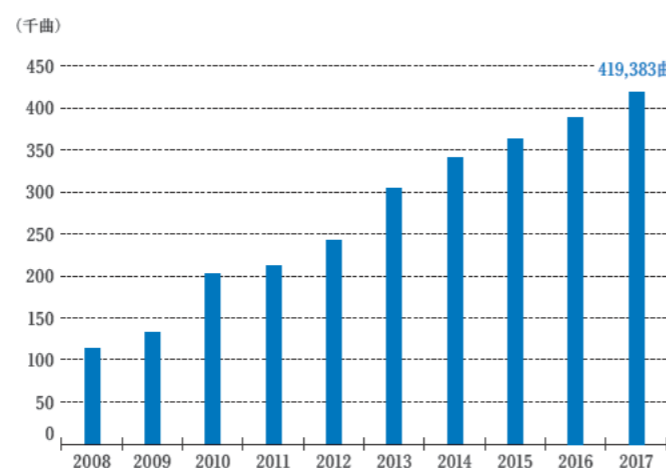
〈分配業務の流れ〉



〈委任者数の推移〉



〈商業用レコード二次使用料 分配対象楽曲数の推移 (邦盤)〉



2018年度を振り返って

国内分配のうち、商業用レコード二次使用料、貸レコード使用料・報酬、録音使用料、送信可能化使用料、私的録音補償金について、例年同様管理委託契約約款及び分配規程に基づき、適正に分配を行いました(総額7,585百万円)。

また分配業務のさらなる精度向上のため、委任管理・データセンターの拡充を図り、権利委任団体間のデータ共有を行い、業務の効率化を進めました。

海外業務

実演家の著作隣接権は、世界の国々が加盟する条約により、国際的な保護の枠組みが整備されています。この枠組みの中で、海外実演家の著作隣接権が日本国内で保護され、逆に日本の実演家の著作隣接権が海外で保護されることになります。そして、この仕組みを実務的に機能させるため、各国の実演家権利管理団体は

双務協定を締結し、それぞれの国で徴収した使用料等のうち締約相手団体の委託権利者分を相互に送金合っています。CPRAは実演家権利団体の国際組織、SCAPR正会員として、海外の実演家権利管理団体と積極的に双務協定を結び、実演家の著作隣接権の国際的な保護に取り組んでいます。

協定締結国一覧 (2019年3月31日現在)

- ・ベルギー
- ・ブラジル
- ・カナダ
- ・キプロス
- ・デンマーク
- ・エストニア
- ・フィンランド
- ・フランス
- ・ジョージア
- ・ドイツ
- ・ギリシャ
- ・インド
- ・アイルランド
- ・イタリア
- ・カザフスタン
- ・メキシコ
- ・オランダ
- ・ポーランド
- ・ポルトガル
- ・韓国
- ・ルーマニア
- ・ロシア
- ・セルビア
- ・スロバキア
- ・スロベニア
- ・南アフリカ
- ・スペイン
- ・スウェーデン
- ・ウクライナ
- ・英国
- ・米国



2018年度を振り返って

2018年度は21団体から47百万円の徴収を行い、33団体に319百万円及び21のエージェントに105百万円の分配を行いました。ま

た、新たに2団体と協定を結び、協定締結国は31か国41団体となりました。

法制広報業務

情報社会において実演の利用が多様化する中、状況に応じて、実演家の権利が適切に守られるよう、CPRAでは国内外の動向を常に調査研究し、様々な場で実演家・権利者を代表して意見表明をしています。また、実演家の権利が適切に守られるためには、多く

の人々が実演の価値や権利保護について正しく理解し、さらに支持する土壌を醸成することが必要です。そのため、CPRAではウェブサイトや発行物を通じて、積極的な広報活動を行っています。

2018年度を振り返って

『CPRA news』の発行

CPRAの活動を周知し、実演家・権利者を取り巻く社会状況への理解を深めるため『CPRA news』を年4回発行しました。



ウェブサイトの運営

CPRAの業務概要、実演家の権利等について、情報を発信しています。



勉強会の開催

実演家の権利の内容や実演の利用態様を知り、適切な権利保護の仕組みについて理解を深めるべく勉強会を開催しています。2018年度は、前年度に引き続き「レコードの利用形態に見る実演家の権利」をテーマに権利委任者等を対象として開催しました。

研修生の受入れ

関係団体等の活動に協力し、講師派遣や、国外からの研修生、視察の受入れ等を行いました。



権利者4団体による運営

2012年度より、一般社団法人日本音楽事業者協会(音事協)、一般社団法人日本音楽制作者連盟(音制連)、一般社団法人演奏家権利処理合同機構MPN(MPN)及び一般社団法人映像実演権利者合同機構(PRE)の権利者4団体による権利者団体会議、並びに実演家著作隣接権センター委員会(運営委員会)を設置し、より一層独立性と権利者性の高い運営の維持に努めています。



運営委員会の様子

一般社団法人日本音楽事業者協会(音事協)

1963年に音楽プロダクションを営む事業者が音楽事業及び関連事業の向上並びに近代化を図る目的で設立。1980年、通商産業大臣から社団法人の設立許可を受けました(2012年4月、一般社団法人に移行)。音楽芸能事業及び周辺事業に関する調査・研究、研修会・セミナー等の開催のほか、知的財産権の維持、管理及び保全等を行うとともに、内外関係機関等との交流等の諸事業、地球環境保全活動、災害救援活動等の社会貢献事業を積極的に行っています。



一般社団法人演奏家権利処理合同機構MPN(MPN)

1999年、音楽家関連の6団体(パブリック・イン・サード会、日本音楽家ユニオン、特定非営利活動法人レコーディング・ミュージシャンズ・アソシエーション・オブ・ジャパン、一般社団法人日本作編曲家協会、一般社団法人日本シンセサイザープロフェッショナルアーツ、公益社団法人日本演奏連盟)に加盟する音楽家が集まって「Music People's Nest」の名の下に設立した権利処理合同機構です。2012年6月には法人格を取得して、一般社団法人演奏家権利処理合同機構MPNとなりました。音楽家の著作隣接権等に関する権利行使をサポートするほか、実演家全体の権利拡充のため、様々な活動を行っています。



一般社団法人日本音楽制作者連盟(音制連)

1986年設立。1989年9月、文化庁長官から社団法人の設立許可を受けました(2010年12月、法人名を音楽制作者連盟から日本音楽制作者連盟に変更するとともに、一般社団法人に移行)。いわゆるJ-POP系アーティストが所属する音楽プロダクションで主に構成され、実演家及び音楽制作者の権利の擁護並びにプロダクションのビジネスモデル研究・支援、セミナー・研修会の開催、災害支援活動及び社会貢献活動等を積極的に行っています。



一般社団法人映像実演権利者合同機構(PRE)

映像実演に関する実演家団体・事業者団体により2001年設立。2005年に有限責任中間法人の法人格を取得し、2009年には一般社団法人へ移行しました。実演家の権利の保護と発展向上、及び適正な権利処理の遂行を目的とし、実演家・事務所・権利継承者から委任を受けて放送番組二次使用料等の徴収や分配を行っているほか、実演家の権利や映像実演の利用と流通に関する普及・啓蒙のため「季刊PRE」の発行、セミナー・シンポジウムの開催など、様々な事業を実施しています。



実演芸術振興事業

Promotion of Performing Arts and Culture

芸能の力を社会の力とするために

演劇・音楽・舞踊・演芸など実演芸術の魅力や価値を、より多くの人々に知っていただけるように、そして実演芸術における創造・継承・発展のサイクルを豊かに循環させていくために、芸団協では実演芸術振興委員会のもと、様々な事業を展開しています。

また、実演芸術の振興に関わる調査研究から、政府や東京都、新宿区その他の公的機関への政策提言や情報発信を行い、ともに連携して実演芸術が幅広く享受される仕組みづくりのために働きかけています。

法人創立40周年事業として、新宿区の旧校舎を借り受けて2005年に始動した「芸能花伝舎」は、いまや年間16万人超の人々が訪れる施設です。実演芸術創造のための稽古場として、そして芸能の鑑賞・体験の機会を提供する場として、幅広く活用されている実績が高く評価されています。開場10周年の大規模な改修工事を経て2015年にリニューアルし、地域に根付いた芸能文化の拠点、創造活動を支える場として、さらなる発展を目指します。

Believing in the Power of Performing Arts to Empower Society

Geidankyo provides a wide variety of activities to promote the performing arts and culture. Its projects aim to create more and more opportunities for people to enjoy theater, music, dance, Engei-vaudeville and other performing arts, and to create a virtuous cycle of creation, succession and development for all of the performing arts.

Its activities range from research related to performing arts promotion to proposals presented to the governments of both national and local authorities such as Tokyo and Shinjuku Ward so that people can enjoy a wide range of opportunities in a variety of performing arts.

In 2005, as a 40th anniversary commemorative activity, Geidankyo borrowed a closed elementary school from Shinjuku Ward and named it Geino-Kadensha. In the past decade, over 160,000 people per year have used the facility. Its functions as a facility used for a wide range of activities, both as a venue for rehearsals and training in the performing arts and a space providing opportunities for people to enjoy and appreciate those arts have been highly praised. With the renewal of the facility in 2015, ten years after its opening, after the extensive renovations, Geidankyo is working towards the further development of Geino-Kadensha as a center for the arts and culture rooted in the local community and as a venue supporting creative activities.

実演芸術の魅力をお届け

文化と観光——東京オリンピック・パラリンピック文化プログラム

各地の伝統建築や史跡を舞台に、地域の日本遺産をテーマにした公演・イベントを11ヶ所で実施(ニッポンたからものプロジェクト—日本遺産×Live Art—)。自治体とも協力し、文化財の観光資源としての価値と、実演芸術の新しい魅力を提案しました。

文化庁委託事業 *東京2020公認文化オリンピックアード



ニッポンたからものプロジェクト—日本遺産×Live Art—

地域の活性化に芸能を活かす

東日本大震災以降、文化協定を締結している岩手県宮古市、宮城県松島町でのイベント開催に、企画・運営協力しました。宮古市事業 松島町事業

外国人観光客を含む来街者を対象に、華道、茶道、染色、伝統芸能を体験する機会を提供(和を伝えるプログラム)。計6回に延べ4,386人が参加し、日本文化に触れました。 新宿区事業



ニッポンたからものプロジェクト—日本遺産×Live Art—



和を伝えるプログラム

多様な芸能を気軽に体験できるプログラム

2005年の開館以来、芸能花伝舎では毎年5月5日に多彩な芸術の鑑賞・体験ができる「芸術体験ひろば」を開催しています。正会員団体をはじめとする芸術団体、新宿区、地元の町会・商店会らと協力して取り組んでいます。2018年度は、0歳から年齢に応じた27企画、計37プログラムを実施し、延べ約4,500人が来場しました。

一部は新宿区事業

この他、新宿区「文化体験プログラム」として、年間14本の実演芸術の体験を企画・制作し、芸能花伝舎で実施しました。新宿区事業



芸術体験ひろば

落語、狂言、和妻、三味線、日本舞踊の体験・鑑賞の機会を提供する「こども芸術体験ひろば」を、芸能花伝舎、ひの煉瓦ホールで実施。延べ1,130人が参加しました。東京都ほか主催



芸術体験ひろば

次代を育てる

伝統芸能の心を子どもたちに

数ヶ月にわたり日本の伝統芸能を本格的にお稽古し、ひのき舞台上で発表する「キッズ伝統芸能体験」を実施。正会員団体等の協力のもと、能楽(謡・仕舞/狂言)、長唄(三味線/囃子)、三曲(箏曲/尺八)、日本舞踊の4分野に約330名が参加しました。東京都、アーツカウンシル東京(東京都歴史文化財団)、芸団協共同主催 *東京2020公認文化オリンピックアワード



キッズ伝統芸能体験



キッズ伝統芸能体験



子供のための伝統文化・芸能体験事業

学校で実演芸術にふれる機会を

東京都内(島しょ含む)の小・中・高等学校及び特別支援学校の計42校に実演家等を派遣し、日本舞踊や三曲などの伝統芸能や、茶道や染色などの日本文化の体験機会を提供する「子供のための伝統文化・芸能体験事業」を実施しました。アーツカウンシル東京(東京都歴史文化財団)事業

また、新宿区内の公立小学校29校に実演家を派遣し、日本舞踊、狂言、和妻、落語の体験・鑑賞の機会を提供する「伝統文化理解教育」を実施しました。新宿区教育委員会事業



実演芸術連携交流事業

実演芸術に携わる専門人材の育成

豊かな実演芸術の創造に欠かせない専門人材の育成と強化をねらって「実演芸術連携交流事業」を実施しました。実務者へ新たな学びの機会を提供する国内研修制度「国内専門家フェロウシップ制度」の他、ジャンルを横断した情報交流のための「実演芸術連携フォーラム」「実演芸術国際シンポジウム」に取り組みました。また、報告書をまとめ、発行しました。文化庁事業

情報発信

まちの魅力を発信する

新宿区文化月間(9~11月)に区内で開催される文化関連事業の情報を集約し、ガイドブックを作成しました。また、新宿フィールドミュージアム協議会を運営し、121団体(2019年3月時点)との連携のもと、ライブ公演やイベントを実施しました。新宿区事業



新宿フィールドミュージアム

劇場、映画館、ギャラリーなどの様々な文化拠点が集積する日比谷・銀座・築地エリアの魅力国内外へ発信する東京アート&ライブシティ構想実行委員会に参加。多様な団体・企業らと連携し、多言語対応のウェブサイトの運営、公演やイベントの企画・制作を行いました。



東京アート&ライブシティプロジェクト



『季刊花伝舎』

実演芸術の振興に向けた芸団協の様々な取り組みを紹介する冊子を、年4回発行しました。

芸能花伝舎の運営

芸能花伝舎にある11の創造スペースは、稽古、ワークショップ、研修、会議、撮影、イベント等、芸能文化に関わる創造活動の場として、全国から多くの人々が訪れています。



《2018年度利用実績》

創造スペース利用率	
体育館	96.4%
稽古場・C棟(2室)	91.4%
稽古場(5室)	95.6%
会議室(3室)	75.5%
平均	90.4%
利用申込み件数	1,097件
利用人数(延べ)	174,283名

被災地に芸能を届ける

自然災害によって甚大な被害を受けた地域への心の復興支援活動として、実演芸術を届け、交流する機会の提供を継続しました。2018年度は、宮城、福島、愛媛の計3ヶ所で、計3団体に



運営協力団体

芸能花伝舎には、芸団協のほかに15の多彩な芸術団体が事務所等を構えており、芸能花伝舎の運営をサポートしています。団体間の協力・協働により、実演芸術の振興に向けた新たな取り組みが活発に行われています。

撮影利用件数	
TV	28件
映画	4件
CM・広告	19件
DVD・VIDEO	34件
新聞・雑誌・写真集	42件
その他	0件
計	127件

によるコンサート、演劇、ダンスの公演やワークショップを実施。2011年度より設置している「『震災復興に文化芸術を』基金」には、2018年度は853,134円が寄せられました。

調査研究・政策提言

Research and Advocacy

実演家がその技能、能力を十分に発揮し、安心して安全に活動が続いていくことができるよう、芸団協では諸問題の現状把握と解決に向けて様々な調査研究を行っています。また、実演家の権利を拡充し、実演家を取り巻く環境を改善していくために、関係団体と連携して政策提言を行うとともに、積極的な広報活動を行っています。

Geidankyo implements research on grasping the current situation and solving various issues in the field of performing arts. Also, to enhance the performers' rights and to improve the environment of performers, it advocates cultural policy in collaboration with relevant organizations and carries out positive public relations activities.

実演芸術を取り巻く環境を整えていくために

芸団協としての実演芸術振興に関わる

ビジョン策定に向けて

2017年6月に公布・施行された「文化芸術基本法」に基づき、2018年3月に「文化芸術推進基本計画(第一期)」が閣議決定されたことを受けて、実演芸術分野ではどのような施策が必要か、芸団協として検討を続けるべく、テーマごとの懇談会を設けて意見交換を行いました。



韓国音楽実演家連合一行来訪(2018年11月30日)

権利問題研究プロジェクトチームでの検討

実演家の権利に関連する重大な課題について検討し、ウェブキャストやレコード演奏権など、公衆への伝達に係る権利の見直しに関する運動を展開しました。

著作権法改正等に向けた議論への参加

関係省庁の審議会、検討会や関係団体の会議に委員を派遣し、実演家を代表して、著作権制度等の改善や再構築に向けた議論に積極的に参加しました。

実演家の地域ネットワーク形成

実演家の権利等に関わるシンポジウム及び国際会議に参加協力し、アジアを中心とした政府関係者・実演家団体代表等との意見・情報交換を行い、地域ネットワーク形成に努めました。

劇場等演出空間運用基準協議会の運営協力

劇場等演出空間運用基準協議会(略称「基準協」、構成16団体)の運営に協力し、ガイドラインの普及及び舞台技術の共通基盤形成のための教材の改訂を行いました。

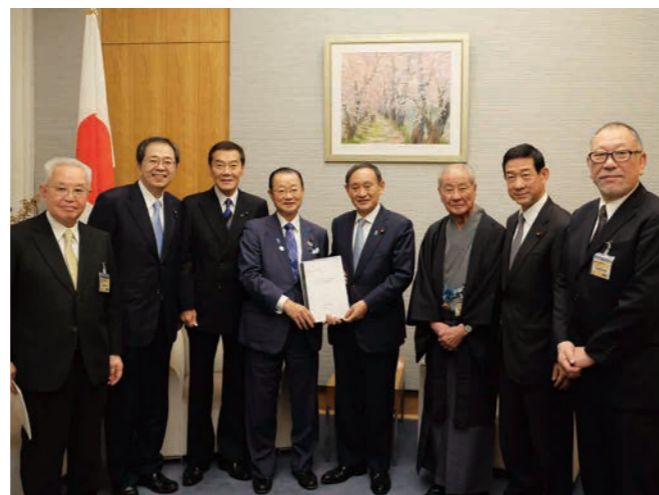
文化芸術を政策の基盤に

「文化芸術省」の創設を政府に提言

文化芸術推進フォーラム(構成20団体)に参加し、私的録音録画補償金制度をはじめとした著作権に係る諸課題や、劇場・音楽堂等の地域における新しい役割などについて議論を深めるとともに、文化行政の在り方についても引き続き文化芸術振興議員連盟(超党派)と共同で研究を行い、その成果をまとめ、政府に対し「文化芸術省」の創設を提言しました。



連続フォーラム「今こそ文化省！」(2018年10月30日)



「文化芸術省」創設を政府に提言(2018年12月25日)

組織・運営

Organization and Management

定款(抜粋)

第3条[目的] この法人は、多様な実演芸術の創造と享受機会の充実により心豊かな社会をつくるため、実演芸術活動の推進と実演の円滑な利用を促進するとともに、実演家の地位の向上と実演に係る著作権隣接権者の権利の擁護を図り、もって我が国の文化芸術の発展に寄与することを目的とする。

第4条[事業] この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 実演家の著作権隣接権の処理に関する業務
- (2) 実演家に係る商業用レコードの二次使用料に関する権利行使の受任、総額の取り決め、徴収及び分配
- (3) 実演家に係る商業用レコードの貸与の許諾に係る使用料及

び貸与に係る報酬に関する権利行使の受任、額の取り決め、徴収及び分配

- (4) 私的録音録画に係る指定管理団体が行う実演家に係る私的録音録画補償金の分配に関する業務
- (5) 実演芸術の担い手に関する技能、技術向上のための事業
- (6) 実演芸術の伝承、創造、公演、普及を促進し、その価値を向上し発展するための事業
- (7) 事業実施に必要な施設の設置・運営
- (8) 実演芸術及び実演に係る著作権隣接権に関する内外諸問題の総合的調査と研究及び提言
- (9) その他目的の達成のために必要な事業

◎2018年度会計

《経常収益》

(単位:円)

科目	金額
特定資産運用益	2,485
受取入金・会費	9,880,000
事業収益	
著作権隣接権事業収益	8,592,957,402
実演芸術振興事業収益	430,146,943
受取助成金	1,650,000
受取寄附金	1,136,769
雑収益	5,307,681
合計	9,041,081,280

《経常費用》

(単位:円)

科目	金額
事業費	8,941,859,791
管理費	111,413,063
合計	9,053,272,854

《当期経常増減額》

(単位:円)

△ 12,191,574

◎役員一覧(2019年3月31日現在)

会長 野村 萬

常務理事 太田耕二
金井文幸
椎名和夫
福島明夫
松武秀樹

理事 安部次郎
上野 博
小野伸一
尾上墨雪
小山久美
川瀬順輔
菊地哲榮
桑原 浩

崎元 譲
田澤祐一
直居隆雄
花輪洋治
増山 周
丸山ひでみ
山崎 譲

監事 金山茂人
龍村 全

参与 大和 滋

権利者団体会議

議長 堀 義貴(一般社団法人日本音楽事業者協会会長)

委員 門池三則(一般社団法人
日本音楽制作者連盟理事長)

椎名和夫(一般社団法人
演奏家権利処理合同機構MPN理事長)

小野伸一(一般社団法人
映像実演権利者合同機構代表理事)

実演家著作権隣接権センター委員会(運営委員会)

委員長 崎元 譲

副委員長 金井文幸
中井秀範

委員 相澤正久
安部次郎
上野 博
才丸芳隆
椎名和夫

田島 敏
堀日出記
松武秀樹
丸山ひでみ
渡辺ミキ

実演芸術振興委員会

委員長 尾上墨雪

副委員長 桑原 浩

田澤祐一

委員 小山久美
加藤明彦
金井文幸
高瀬将嗣

高橋弘之
山崎 譲
吉住小三郎

◎2018年度寄附

2018年度、以下の方々よりご支援をいただきました。

寄附の種類等は、芸団協ウェブサイトをご覧ください。お問い合わせください。

●サポート会員※（敬称略）

【団体】
特定非営利活動法人ACT.JT
一般社団法人コンサートプロモーターズ協会
学校法人東成学園・昭和音楽大学
公益財団法人新国立劇場運営財団
一般社団法人タンダバハダンスカンパニー
株式会社TBSテレビ
びあ株式会社
表現教育花伝舎倶楽部
宮越塾

【個人】

今村草玉	崎元 譲	増山 健
太田耕二	白津守康	丸山ひでみ
岡田澄子	鈴木公夫	安江美加
小泉直樹	千葉和美	横山啓子
小島 彰	芳地博光	

※サポート会員制度：毎年度、定額を継続的にご支援いただく制度

いただいたご支援は、花伝舎プロジェクト（芸能花伝舎における稽古場の維持、設備の充実）、子ども未来プロジェクト（子どものための芸能体験プログラムの充実）及び調査・政策提言に役立らせていただきます。また、玉川大学のご厚意と株式会社伊藤園の仲介により、売上の一部を寄附金としていただき、自動販売機による寄附活動を2017年度より行っています。

●寄附者（敬称略）

【団体】
安与商事株式会社 京懐石 柿傳
株式会社共栄会保険代行
一般社団法人全日本児童舞踊協会
株式会社二期会21
一般社団法人日本コミュニティ放送協会
株式会社ビーフェイス
平多正於舞踊研究所
株式会社ミュージックエアポート
ほか非公開3団体

【個人】

安藤和宏	近藤美子	福田ひろみ
伊藤 成	鳥田友子	山本岳人
大井正文	白神久吉	米山章子
大沢 直	竹内倫美	和田松夫
大野幸則	竹田英明	ほか非公開12名
菊池章人	浜岡光代	
菊地宏幸	平多美砂子	

●震災復興に文化芸術の力を活かす被災地支援プロジェクト「震災復興に文化芸術を基金」寄附者（敬称略）

【団体】
株式会社エス・シー・アライアンス

【個人】

沖園雅俊	丸山ひでみ	吉野さつき
小田朋子	八木 匡	ほか非公開多数
藤田赤目	矢部奈保子	

◎正会員団体・賛助会員団体（2019年3月31日現在）

【演劇部門】

一般社団法人全国専門人形劇団協議会
名古屋放送芸能家協議会
一般社団法人日本映画俳優協会
一般社団法人日本演出者協会
一般社団法人日本喜劇人協会
一般社団法人日本芸能マネージメント事業者協会
公益社団法人日本劇団協議会
日本児童・青少年演劇劇団協同組合
日本新劇製作者協会
日本新劇俳優協会
日本人形劇人協会
公益社団法人日本俳優協会
協同組合日本俳優連合
一般社団法人日本モデルエージェンシー協会
一般社団法人人形浄瑠璃文楽座
公益社団法人能楽協会

【邦楽部門】

一般社団法人大阪三曲協会
一般社団法人関西常磐津協会
一般社団法人義太夫協会
清元協会
一般財団法人古曲会
新内協会
特定非営利活動法人筑前琵琶連合会
公益社団法人当道音楽会
常磐津協会
一般社団法人長唄協会
名古屋邦楽協会
公益社団法人日本小唄連盟
公益社団法人日本三曲協会
日本琵琶楽協会

【洋楽部門】

一般社団法人日本音楽制作者連盟
公益社団法人日本演奏連盟
公益社団法人日本オーケストラ連盟
日本音楽家ユニオン
一般社団法人日本歌手協会
一般社団法人日本作曲家協会
一般社団法人
日本シンセサイザープロフェッショナルアーツ
特定非営利活動法人日本青少年音楽芸能協会
特定非営利活動法人日本レコーディングエンジニア協会
パブリック・イン・サード会
特定非営利活動法人
レコーディング・ミュージシャンズ・アソシエーション・オブ・ジャパン

【舞踊部門】

一般社団法人現代舞踊協会
一般社団法人全日本児童舞踊協会
一般社団法人日本ジャズダンス芸術協会
公益社団法人日本バレエ協会
一般社団法人日本バレエ団連盟
公益社団法人日本舞踊協会
一般社団法人日本フラメンコ協会
一般社団法人日本ベリーダンス連盟

【演芸部門】

公益社団法人上方落語協会
関西演芸協会
一般社団法人関西芸能親和会
講談協会
太神楽曲芸協会
一般社団法人東京演芸協会

公益社団法人日本奇術協会
日本可会芸能協会
一般社団法人日本浪曲協会
ボーイズバラエティ協会
一般社団法人漫才協会
一般社団法人落語協会
公益社団法人落語芸術協会
公益社団法人浪曲親友協会

【その他の部門】

沖縄芸能実演家の会
一般社団法人沖縄県芸能関連協議会
公益社団法人日本照明家協会
公益社団法人日本舞台音響家協会
一般社団法人日本舞台監督協会
日本民俗芸能協会

【賛助会員】

一般社団法人日本音楽事業者協会
一般社団法人映像実演権利者合同機構
愛知県舞台運営事業協同組合
日本舞台音響事業協同組合
東京芸能人国民健康保険組合
一般社団法人演奏家権利処理合同機構MPN

（計69団体）

（計6団体）



オペラシティ事務所／実演家著作隣接権センター（CPRA） 徴収業務部・分配業務部・システム技術部・法制広報部・経理部・総務部 著作隣接権総合研究所

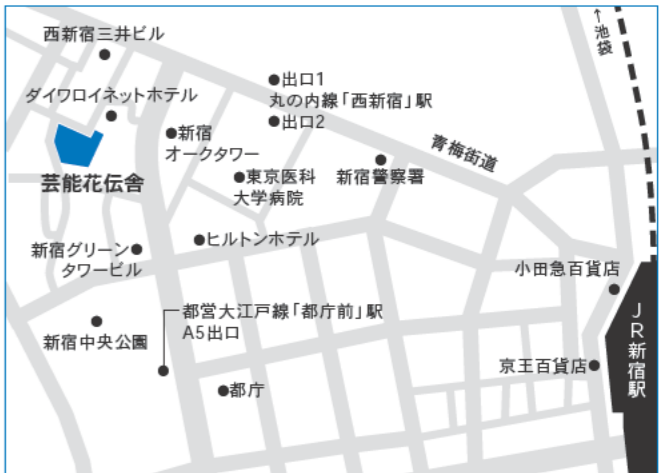
Rights Management Department, Distribution Department, System & Technical Department, Legal & Public Relations Department, Accounting Department, General Affairs Department, Neighboring Rights Research Institute

〒163-1466 東京都新宿区西新宿3-20-2 東京オペラシティタワー11階
Tel: 03-5353-6600 Fax: 03-5353-6614

11F Tokyo Opera City Tower,
3-20-2 Nishi-Shinjuku, Shinjuku-ku, Tokyo 163-1466
Phone: +81-3-5353-6600 Fax: +81-3-5353-6614

【表紙】

提供：小林紀子バレエ・シアター「チェックメイト」／撮影：Kenichi Tomohiro（右から1列上から5段目）
提供：貞松・浜田バレエ団「くるみ割り人形 お館の国ヴァージョン」／撮影：吉都栄二【テス大版】（右から1列上から7段目）
提供：松竹株式会社（右から2列上から2段目）
提供：国立劇場（右から2列上から3段目）
提供：公益社団法人日本劇団協議会「絢爛とか爛漫とか」／撮影：吉乃由夏（右から2列上から5段目）
提供：東京バレエ団「ボレロ」／撮影：Kiyonori Hasegawa（右から3列上から2段目）
提供：公益社団法人能楽協会（右から4列上から2段目）
提供：一般社団法人現代舞踊協会「transition」／撮影：上野能孝【スタッフ・テス】（右から4列上から3段目）
提供：国立劇場おきなわ（右から4列上から7段目）



芸能花伝舎事務所 実演芸術振興部

Performing Arts Promotion Department

〒160-8374 東京都新宿区西新宿6-12-30 芸能花伝舎
Tel: 03-5909-3060 Fax: 03-5909-3061
創造スペース受付 Tel: 03-5909-3066

Geino-Kadensha, 6-12-30, Nishi-Shinjuku, Shinjuku-ku, Tokyo 160-8374
Phone: +81-3-5909-3060 Fax: +81-3-5909-3061



公益社団法人日本芸能実演家団体協議会
www.geidankyo.or.jp

【裏表紙】

提供：一般社団法人現代舞踊協会「プロメテアの火—金景より第三景「火の歡喜」／
撮影：根本浩太郎【スタッフ・テス】（左から1列上から7段目）
提供：法村友井バレエ団「エスメラルダ」／撮影：尾鼻文雄【Office Ohana】（左から2列上から4段目）
提供：公益社団法人日本劇団協議会「花の秘密」／撮影：V-WAVE（左から3列上から7段目）

